

平内町マスコットキャラクター「ツバキちゃん」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平内町マスコットキャラクター「ツバキちゃん」（以下「キャラクター」という。）の有効な活用を図るため、キャラクターを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 キャラクターの名称及びデザインは、次のとおりとする。

- (1) 名称 ツバキちゃん
- (2) デザイン 別図に定めるとおり

(使用の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、平内町マスコットキャラクター使用申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて町長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 町が業務のために使用する時。
- (2) 町立の小学校及び中学校が教育の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する時。
- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条の規定する私的使用を目的とする時。
- (5) その他町長が適当と認めた時。

(使用の承認等)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったとき、その内容について審査を行い、次の各号のいずれかに該当する時を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 町及び町民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある時。
- (2) キャラクターのイメージを損ない、又はそのおそれがある時。
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがある時。
- (4) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがある時。
- (5) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがある時。
- (6) 営利を目的とする時。
- (7) その他、町長がキャラクターの使用を不適切と認める時。

2 町長は、前項の規定により使用の承認又は不承認を決定したときは、平内町マスコットキャラクター使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により使用を承認する場合において、町長は条件を付することができる。
（使用料）

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（申請者の遵守事項）

第6条 申請者は、キャラクターを使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）承認された目的及び用途に限りキャラクターを使用し、町長が付した条件に従うこと。

（2）キャラクターを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

（3）キャラクターの定められた形、色等に沿って正しく使用すること。

（4）町又はキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

（5）キャラクターに近接して、次に掲げるいずれかの表記を付すこと。

ア 平内町マスコットキャラクター ツバキちゃん

イ 平内町 ツバキちゃん

ウ ツバキちゃん

エ 平内町マスコットキャラクター

（6）キャラクターを使用して製作した物品等が完成したときは、速やかに町長に提出すること。ただし、当該物品等の提出が困難又は適さないと認められる場合にあつては、使用した状況が分かる写真の提出をもってこれに代えることができる。

（7）商標登録出願及び意匠登録出願等を行わないこと。

（使用期間）

第7条 申請者がキャラクターを使用できる期間は、当該承認日から使用承認した日の属する年度の末尾までを限度とする。ただし、更新は妨げない。

（変更の申請及び承認）

第8条 申請者は、申請の内容を変更しようとするときは、平内町マスコットキャラクター変更使用申請書（様式第3号）に、その変更の内容が分かる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、承認の可否を決定し、平内町マスコットキャラクター変更使用承認（不承認）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（使用の承認の取消し等）

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用の承認を取り消すことができる。

（1）第4条第1項に規定する事項に該当し、又は第6条に規定する事項に違反したとき。

（2）偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

2 町長は、前項の規定によりキャラクターの使用の承認を取り消したときは、平内町マスコットキャラクター使用承認取消書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係るキャラクターを使用した物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 町長は、第1項の規定により承認を取り消された者に対して当該承認に係るキャラクターを使用した物件の回収を求めることができる。

（争論等の解決）

第10条 キャラクターの使用に関し、第三者との間で論争又は訴訟が生じたときは、申請者の責任と費用負担において解決するものとする。

（損害の賠償等）

第11条 申請者が、キャラクターの使用により町に損害又は損失を与えたときは、町長は、申請者に損害の賠償又は損失の補填を請求することができる。

2 申請者が、キャラクターの使用により他の者に損害又は損失を与えた場合であっても、町長は、その損害の賠償又は損失の補填その他の法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、キャラクターを使用する場合の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。